

Ⅱ 入学者選拔要領

目 次

1	埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針	103
2	一般募集入学者選抜要領	104
3	面接実施要領	111
4	特色検査実施要領	114
5	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜要領	116
6	帰国生徒特別選抜要領	118
7	外国人特別選抜要領	120
8	定時制の課程における特別募集選抜要領	122
9	秋季募集入学者選抜要領	124

Ⅰ 埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針

埼玉県公立高等学校入学者選抜は、入学者選抜実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づいて、中学校長から提出された調査書、選抜のための学力検査の得点及び面接等を資料とし、各高等学校、学科、コース等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

ただし、定時制の課程における特別募集及び通信制の課程における募集にあっては、選抜の資料の一部を他の資料をもって代えることができる。

高等学校においては、校長を委員長とする選抜委員会を設け、本選抜要領に基づき資料等の扱いを定め、公正な選抜を行う。

2 一般募集入学者選抜要領

1 選抜の種類

(1) 共通選抜

学力検査、調査書及び面接について、県教育委員会が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

(2) 特色選抜

学力検査、調査書、面接及び特色検査¹について、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

なお、学力検査の得点を、傾斜配点することもできる。

2 検査内容及び提出資料

(1) 学力検査

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。なお、外国語（英語）にはリスニングを含む。

イ 数学及び外国語（英語）については、各高等学校の判断で、問題の一部に応用的な内容を含む学校選択問題に変更することができる。

ウ 特色選抜においては学力検査の得点を傾斜配点することができる。詳細は、3(2)ア(1)(ウ)による。

(2) 調査書

調査書の記載項目は「各教科の学習の記録」（9教科5段階の評定）、「総合的な学習の時間の記録」とする。

(3) 自己評価資料

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自ら考え、県教育委員会が定めた様式に記載する。

イ 受検生は、志願する高等学校が「選抜実施内容²」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目についても記載する。

ウ 自己評価資料そのものは評価せず、面接の際に参考とする。

(4) 面接

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料を参考に、自らの言葉で表現する面接を実施する。

イ 詳細は、3（111ページ）による。

¹ 特色検査（実技検査又は作文（小論文））は、各高等学校が学科、コース等の特色に応じて、実施する場合がある。

² 各高等学校が選抜の実施内容等を定め、事前に公表するもの。

(5) 特色検査

ア 各高等学校の学科、コース等の特色に応じて、志願者が備えている資質・能力について測る必要がある場合、実技検査又は作文（小論文）のいずれかを実施し、特色選抜における資料とすることができる。

イ 詳細は、4（114 ページ）による。

3 各選抜における検査の配点及び得点の算出

(1) 共通選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」を、県教育委員会で定めた次の取扱いからそれぞれ選択し、総合点を算出する。

ア 学力検査

学力検査の得点は、各教科 100 点、5 教科合計 500 点満点とする。

イ 調査書

(ア) 調査書は、各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」（9 教科×5 段階＝45 点満点）に、次の(イ)①～③から選択した各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数（点）を共通選抜における調査書の基本点とする。各々の満点は、各学年の比率の数値の合計に 45 を乗じて得た数（点）となる。

(イ) 各学年の比率（1 年：2 年：3 年）は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が、次の①～③から選択する。

① 1：1：1（135 点満点）

② 1：1：2（180 点満点）

③ 1：1：3（225 点満点）

(ウ) 学科、コース等の特色に応じて、各高等学校は、前述の(ア)(イ)で定めた基本点を、次の①～③から選択した得点に換算して、調査書の得点とする。なお、この値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第 1 位を四捨五入することを原則とする。

① 200 点 ② 300 点 ③ 400 点

ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」（112 ページ）による。

(イ) 面接は、30 点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、前述の(ア)の基本点に、次の①又は②から選択した倍率を乗じて、面接の得点とする。

① 1 倍（30 点満点） ② 2 倍（60 点満点）

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

(2) 特色選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、各高等学校で定めた取扱いに基づき総合点を算出する。

特色検査を実施する場合は、「エ 特色検査の得点」を加えて、総合点を算出する。

特色検査を実施しない場合は、「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、一部又は全てを共通選抜における県教育委員会で定めた得点の算出方法とは異なる取扱いとする。

ア 学力検査

(ア) 学力検査の得点は、各教科 100 点、合計 500 点満点を基本点とする。

(イ) ただし、各高等学校があらかじめ、学科、コース等の特色に応じて、3教科を超えない範囲で定めた教科について、傾斜配点を実施することができる。

(ウ) 傾斜配点を実施する各教科の学力検査の配点は、1教科ごと 150 点又は 200 点とし、各高等学校が設定する。

イ 調査書

(ア) 調査書における各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」の取扱いに用いる各学年の比率（1年：2年：3年）は、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定め、各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数（点）を特色選抜における調査書の基本点とする。ただし、各学年の比率の数値は 1 以上の整数とする。また、各学年の比率の数値の合計は、10 を超えない範囲とする。

(イ) 各高等学校は、前述の(ア)で定めた基本点に、135 点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて調査書の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」（112 ページ）による。

(イ) 面接は、30 点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、前述の基本点に、30 点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて、面接の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

エ 特色検査

特色検査を実施する高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、特色検査（実技検査又は作文（小論文））の問題及び各高等学校の定めた基準に従って得点を定める。詳細は、4の1(4)及び2(3)（114 ページ）による。得点の取扱いは、次のオ(イ)による。

オ 得点の合計

(ア) 調査書の得点及び面接の得点の合計は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）の合計の 1.5 倍を超えない範囲とする。

（学力検査の基本点×1.5 ≧ 調査書の得点＋面接の得点）

(イ) 特色検査を実施した場合、特色検査の得点は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）、調査書の得点、面接の得点の合計を超えない範囲とする。

（学力検査の基本点＋調査書の得点＋面接の得点 ≧ 特色検査の得点）

4 選抜の手順と方法

(1) 共通選抜及び特色選抜の両方で選抜を実施する場合

ア 選抜の手順

特色選抜及び共通選抜の両方で選抜を実施する高等学校、学科、コース等にあつては、特色選抜による入学許可候補者を決定した後、共通選抜による入学許可候補者を決定する。

イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の20～80%を特色選抜で入学許可候補者とする。特色選抜における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、共通選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、特色選抜と共通選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、「選抜実施内容」にて公表する。

(イ) 特色選抜

前述の3(2)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(ウ) 共通選抜

特色選抜で入学許可候補者とならなかった者を、共通選抜の対象者とする。

前述の3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(2) 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合

ア 選抜の手順

共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する高等学校、学科、コース等にあつては、選抜段階として第1次選抜、第2次選抜を設ける。第1次選抜と第2次選抜では、選抜の過程における得点の取扱いに差を設けるものとする。

イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60～80%を第1次選抜で入学許可候補者とする。第1次選抜における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、第1次選抜と第2次選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、「選抜実施内容」にて公表する。

(イ) 第1次選抜

3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(ウ) 第2次選抜

第1次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第2次選抜の対象者とする。

3(1)により第1次選抜とは得点の取扱いに差を設けて定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

5 選抜にあたっての留意事項

(1) 2つ以上の学科又はコース等を有する場合

ア 選抜及び各得点の換算は、学科又はコース等ごとに行う。

イ 共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の共通選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なるとき、共通選抜における資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

ウ 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の第2次選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なるとき、第2次選抜にお

ける資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

エ 第2志望に準ずる志望の選抜は、すべての学科、コース等の選抜を終えたのちに実施することができる。

第2志望に準ずる志望の選抜の対象となる学科、コース等が複数あるときの実施順は、選抜を行う過程において適宜定める。

選抜は、前述の2に掲げる資料の中から、当該選抜の対象となる志願者が共通して有する資料を用い、共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合は特色選抜又は共通選抜に準じて、共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合は第1次選抜又は第2次選抜の選抜方法に準じて、各高等学校で取扱いを定めて行う。

(2) 特別な事情を有する志願者の選抜

特別な事情によって、他の大部分の者と同一の選抜が困難な者については、次のア～エにより選抜を行う。

ア 特別の教育課程により学習している者、3学期（2学期制等の場合は、これに該当する時期）に本県の中学校等に転入学した者又は隣接県協定によらない他の都道府県等からの志願者については、次のことに注意する。

(ア) 学習の記録の得点の取扱いについて、各志願者の状況を個々に判断する。

(イ) 各教科の学習の記録の評定が10段階評定のときは、各学年別の9教科の評定の合計を0.55倍したものを「学習の評定の各学年別合計」とする。ただし、各学年別の9教科の評定の合計が82（点）以上のときは、「学習の評定の各学年別合計」を45（点）とし、各学年別の9教科の評定の合計が16（点）以下のときは、「学習の評定の各学年別合計」を9（点）とする。

(ウ) 共通選抜及び特別選抜の資料に該当するものがないとき又は不足しているときは、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

イ 災害等のやむを得ない事情などで、所定の調査書が提出できないときは、所定の調査書に代わるものを参考資料とし、前述のアに準じて取扱う。

ウ 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

エ その他、状況に応じて、前述のアに準じて取扱う。

6 追検査の選抜と方法

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、追検査を受検した志願者の選抜は、追検査の得点の合計及び調査書の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

なお、追検査を受検した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜によ

る募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、**3**の「5 その他」（113ページ）に従い、面接を実施する。

イ 追検査において、特別な事情を有する志願者の選抜は、前述の5(2)に準ずる。

3 面接実施要領

各高等学校は、「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」をもとに、各学校の学科、コース等の特色等を踏まえ、志願者の個性や適性、意欲等を把握し選抜の資料とすることを目的に、面接を実施する。

1 実施

(1) 方法等

- ア 全ての志願者に面接を実施する。
- イ 自己評価資料は、事前提出し、面接の際の参考とする。
- ウ 個人面接又は集団面接として、時間は志願者1人当たり10分程度とする。
- エ 面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。
- オ 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料を参考に、自らの言葉で表現する。

(2) 準備

各高等学校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の規準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

2 評価

(1) 評価の観点及び評価規準

- ア 各高等学校は、県教育委員会が定めた共通の評価の観点及び評価規準を基に評価する。
(図「評価の観点及び評価規準」参照)
- イ 各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて評価する。

(2) 方法等

- ア 2名以上の面接委員で評価に当たる。
- イ 評価は、観点ごとに「3～5」の3段階を基本とする。

図「評価の観点及び評価規準」

評価の観点（共通）		評価の観点（学校独自）
1 主体的・協働的な学びの力	2 自らの人生や社会の未来を切り拓く力	3（各高等学校が定める）
評価規準		
これまでの自身の活動を振り返りながら、持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲を持っているか。	自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、自らの人生や社会の未来を切り拓こうとしているか。	（各高等学校が定める）
評価		
5	<input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。	<input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」 自分のよさや可能性を十分に認識し、あらゆる他者を価値のある存在として大変よく尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。
4	<input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が明確で、優れたものとして評価できる。	<input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が明確で、優れたものとして評価できる。
3	<input type="checkbox"/> 「評価に値する」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が、評価に値する。	<input type="checkbox"/> 「評価に値する」 自分のよさや可能性を認識しようとし、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が、評価に値する。

3 質問内容

(1) 各高等学校長は、学科、コース等の特色に応じて、志願者の個性や適性、意欲等を把握するために、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ウ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

(2) 学校内外での活動の経歴や役職、大会等の実績、資格等を評価するのではなく、取組の過程や意欲等について評価をすること。

4 得点の算出

(1) 面接の結果については、県教育委員会及び各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(2) 自己評価資料は面接における参考とし、得点の算出に用いないこと。

5 その他

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集の面接については、別途定める。

4 特色検査実施要領

1 実技検査

(1) 実施

ア 方法等

実技検査は、実施要項に基づいて実施する。

実施する場合は、志願者全てを対象とする。

イ 準備

実施校は、実技検査実施計画を作成し、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 内容等

ア 以下の(ア)～(ウ)の内容を全て満たした場合のみ、実施できるものとする。

(ア) 中学校学習指導要領に基づいた内容

(イ) 各高等学校の学科、コース等の特色に応じた内容

(ウ) 志願者が備えている資質・能力について、学力検査、調査書及び面接では力を測ることができない内容

イ 実技検査の内容、種目及び方法等は、実施要項の第5（13ページ）による。

(3) 実技検査委員

当該学科等の専門教科担当者などからなる実技検査委員会を設け、実技検査委員が評定に当たる。

なお、英語による問答を内容とする場合の実施委員は、教諭等を充て、2人以上を1組とする。実施委員のうち1人は外国語の教科担当者であることが望ましい。

(4) 得点の算出

実技検査の結果については、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

なお、英語による問答を内容とする場合の評価の観点、次のとおりとする。

ア 内容の正しさ

イ 文法・語法の適切さ

ウ 音声の自然さ

エ その他実施校が定めるもの

2 作文（小論文）

(1) 実施

実施要項の第5（13ページ）による。

(2) 内容等

実施要項の第5の3(2)（17ページ）による。

(3) 得点の算出

作文（小論文）について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

5 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜要領

1 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の募集人員

実施要項の第7の1（20ページ）による。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 自己評価資料及び自己申告書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3（111ページ）に準ずる。その際、志願者の中学校での生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科、コース等においては、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願する者に対して、4（114ページ）に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

(1) 一般募集の選抜とは別途に行う。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、一般募集における入学許可候補者数に含めることとする。

(2) 自己申告書を提出した者を対象に、調査書を資料とせず、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料とする。自己評価資料は、面接の際の参考とする。

(3) 選抜においては、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校で取扱いを定めて行う。

6 帰国生徒特別選抜要領

1 帰国生徒特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「帰国生徒特別選抜による募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、原則として入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、国語、数学及び英語の3教科について実施し、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 調査書、帰国生徒特別選抜適用申請書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3 (111ページ) に準ずる。その際、志願者の海外における生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科・コース等においては、帰国生徒特別選抜に志願する者に対して、

4 (114ページ) に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点、面接の得点及び特色検査（実施する場合）の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び学習状況等を十分に配慮する。
- (2) 帰国生徒特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が帰国生徒特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書の内容等について、出身中学校長に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

7 外国人特別選抜要領

1 外国人特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「外国人特別選抜を実施する学校、学科の募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、数学及び英語の2教科について実施し、国語、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 調査書、外国人特別選抜適用申請書等の提出された書類の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容、質問方法、評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3 (111ページ) に準ずる。なお、面接に当たっては、志願者の海外における生活及び日本での学習状況等について、十分に配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科・コース等においては、外国人特別選抜に志願する者に対して、

4 (114ページ) に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点、面接の得点及び特色検査（実施する場合）の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び日本での学習状況等を十分に配慮し、外国人特別選抜の募集人員を満たすように努める。
- (2) 外国人特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が外国人特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者としてすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書の内容等について、出身中学校長等に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

8 定時制の課程における特別募集選抜要領

1 特別募集の人員

実施要項の第1の1（1ページ）に示す人数に含まれるものとする。

2 作文

実施日・内容等は実施要項の第11の6（28ページ）による。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 志願理由書等の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) 面接委員

面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。

(5) 面接日

実施要項の第11の7（28ページ）による。

(6) 質問内容

3 面接実施要領 3(1)（112ページ）による

(7) 面接における評価の観点

志願の理由、学習意欲及び態度とする。

(8) その他

追検査も同様に実施する。

4 資料の評定

(1) 志願理由書

志願の理由について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

(2) 作文

作文について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

(3) 面接

面接の結果を、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

5 総合得点

各高等学校が定める基準にしたがって、総合得点を算出する。

その際、学校の教育方針、学科の特色等に基づいて、各資料の取扱いに差をつけることができる。

6 選抜

総合得点に基づいて、入学許可候補者を決定する。

9 秋季募集入学者選抜要領

1 作文

(1) 実施日

実施要項の第13の7（32ページ）による。

(2) 内容等

秋季募集を実施する高等学校（以下、実施校）の特色に応じて、作文の内容等を定める。

(3) 得点の算出

作文について、実施校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

2 面接

学校、学科等の特色に応じて、質問内容を定める。

3 選抜

作文の得点、調査書の得点及び面接の得点を資料として、実施校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

4 その他

その他の事項については、2（104ページ）に準ずる。

令和9年度埼玉県公立高等学校入学選抜を実施する高等学校及び所在地一覧

学校名	所在地
上尾	上尾市
上尾鷹の台	上尾市
上尾橘	上尾市
上尾南	上尾市
朝霞	朝霞市
朝霞西	朝霞市
いずみ	さいたま市
伊奈学園総合	伊奈町
入間向陽	入間市
岩槻	さいたま市
岩槻商業	さいたま市
浦和	さいたま市
浦和北	さいたま市
浦和商业	さいたま市
浦和第一女子	さいたま市
浦和西	さいたま市
浦和東	さいたま市
大宮	さいたま市
大宮科学技術	さいたま市
大宮光陵	さいたま市
大宮商業	さいたま市
大宮中央	さいたま市
大宮東	さいたま市
大宮南	さいたま市
大宮武蔵野	さいたま市
小鹿野	小鹿野町
小川	小川町
桶川	桶川市
桶川西	桶川市

学校名	所在地
越生翔桜	越生町
春日部	春日部市
春日部工業	春日部市
春日部女子	春日部市
春日部東	春日部市
川口	川口市
川口北	川口市
川口工業	川口市
川口青陵	川口市
川口東	川口市
川越	川越市
川越工業	川越市
川越女子	川越市
川越総合	川越市
川越西	川越市
川越初雁	川越市
川越南	川越市
北本	北本市
久喜	久喜市
久喜工業	久喜市
久喜北陽	久喜市
熊谷	熊谷市
熊谷工業	熊谷市
熊谷商業	熊谷市
熊谷女子	熊谷市
熊谷西	熊谷市
熊谷農業	熊谷市
栗橋北彩	久喜市
芸術総合	所沢市

学校名	所在地
鴻巣	鴻巣市
鴻巣女子	鴻巣市
越ヶ谷	越谷市
越谷北	越谷市
越谷総合技術	越谷市
越谷西	越谷市
越谷東	越谷市
越谷南	越谷市
児玉	本庄市
坂戸	坂戸市
坂戸西	坂戸市
幸手桜	幸手市
狭山経済	狭山市
狭山工業	狭山市
狭山清陵	狭山市
狭山緑陽	狭山市
志木	志木市
庄和	春日部市
白岡	白岡市
進修館	行田市
杉戸	杉戸町
杉戸農業	杉戸町
誠和福祉	羽生市
草加	草加市
草加西	草加市
草加東	草加市
草加南	草加市
秩父	秩父市
秩父農工科学	秩父市

学校名	所在地
鶴ヶ島清風	鶴ヶ島市
常盤	さいたま市
所沢	所沢市
所沢北	所沢市
所沢商業	所沢市
所沢中央	所沢市
所沢西	所沢市
戸田翔陽	戸田市
豊岡	入間市
滑川総合	滑川町
南稜	戸田市
新座	新座市
新座総合技術	新座市
新座柳瀬	新座市
蓮田松韻	蓮田市
鳩ヶ谷	川口市
羽生	羽生市
羽生実業	羽生市
羽生第一	羽生市
飯能	飯能市
日高	日高市
深谷	深谷市
深谷商業	深谷市
深谷第一	深谷市
吹上秋桜	鴻巣市
富士見	富士見市
ふじみ野	ふじみ野市
不動岡	加須市
本庄	本庄市

学校名	所在地
松伏	松伏町
松山	東松山市
松山女子	東松山市
三郷	三郷市
三郷北	三郷市
三郷工業技術	三郷市
宮代	宮代町
妻沼	熊谷市
八潮フロンティア	八潮市
吉川美南	吉川市
与野	さいたま市
寄居城北	寄居町
和光国際	和光市
鷺宮	久喜市
蕨	蕨市
川口市立	川口市
市立川越	川越市
市立浦和	さいたま市
市立浦和南	さいたま市
市立大宮北	さいたま市

所在地の市町名は令和8年5月1日現在のものである。

問い合わせ先

1 出願資格関係

- (1) 県外中学校等からの出願
志願先高等学校
- (2) 海外の日本人学校等からの出願
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当 048 (830) 6735

2 実施要項関係

- (1) 県内中学校
(当該市町村教育委員会を通じて所管の教育事務所等へお問い合わせください。)
 - 南部教育事務所 048 (822) 1860
 - 西部教育事務所 049 (242) 1805
 - 北部教育事務所 048 (523) 2818
 - 北部教育事務所秩父支所 0494 (23) 2116
 - 東部教育事務所 048 (737) 2733
 - さいたま市教育委員会教育課程指導課 048 (829) 1661
- (2) 県外中学校等
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 048 (830) 6766

入試相談・入試情報

- 入試相談
埼玉県立総合教育センター入試相談窓口
 - *電話による相談 048 (556) 2439 (相談窓口直通)
 - *E-mailによる相談 p7412216@pref.saitama.lg.jp
 - *入試情報提供 <https://www.center.spec.ed.jp/nyuushi>
- 志願状況等に関する情報提供
教育局県立学校部高校教育指導課ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/nyuushi.html>

埼玉県教育局

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話番号 048(824)2111 (代表)